

「ニセコ町景観条例の一部を改正する条例」（案）等についての意見募集結果

番号	意見		意見に対する町の考え方
	内容	理由・根拠	
1	<p>【28条の2】 原案の一部を下記のように加筆修正する</p> <p>「開発事業者は、前条の開発事業において、関係住民等に対し、景観づくり等への相互理解を深めるため、当該事業の内容を構想段階から<u>公開し、関係住民等の想いや意向を把握する機会を設ける</u>よう努めるものとする。ただし、公開時期については開発事業者が自ら設定し、次条の規定による事前景観調査の前までに行うものとする。」</p>	<p>原案の「開発事業者」が「公開するよう努める」ことによって「相互理解を深める」という表現ですが、開発事業者と言う一方の「公開」のみでどうして「相互」理解が深まるのか全く分かりません。「公開」と同時に住民意見を聞くことや対話することによってこそ相互理解につながるのではないのでしょうか。本条例の前文には「ここに、私たちは、美しく雄大なニセコの風景を守り育て、相互に連携して景観づくりを推進し、豊かな自然の恵みを将来の世代に伝えることを決意しこの条例を制定する。」とあります。</p> <p>この「相互に連携して景観づくり」を実現する具体的な第1歩が（事業計画の事前公開）第28条の2です。連携するためには公開と同時に、住民の想いや意見を聞き、対話する姿勢こそが事業者に求められるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。一方からの公開のみでは相互理解を深めるのは難しいと思います。</p> <p>条文の趣旨は、「相互」という言葉を入れることにより、開発事業者と関係住民等の双方が対話し、理解を深めるために公開するものと考えております。</p> <p>今回の条例改正に併せ、説明資料なども改訂いたしますので、その中で明記いたします。</p>

2	<p>【28条の2】 事業内容の公開時期について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般的な事業の進め方として、開発者はニセコ町と事業内容について協議し、ニセコ町から具体的な意見を受領しない限り事業内容の経済的な実行性についての検討ができないため、情報公開は混乱を招きかねない。 2. すべての事業内容についてニセコ町からの明確な指導がある前提で公開すべきである。 3. 情報公開の際、開発者に全てを押し付けるのではなく、ニセコ町はレビュアーとしての責任をもって開発者をサポートする必要がある。 	<p>ニセコ町のレビューがなければ、事業内容を構想段階から住民へ情報を公開するとさらなる混乱を招くだけとなる為。</p>	<p>ニセコ町景観条例は、町、町民等、事業者、設計者等それぞれの責務のもとに、相互に連携して景観づくりを推進することを目的とする条例です。開発事業を進めるに当たって、町がレビュアーとして開発事業者に指導を行うものではないことをご理解ください。今回の条例改正の趣旨につきましても、開発事業のより早い段階で開発事業者及び関係住民等が対話を行うことで、それぞれが相互に連携した景観づくりを円滑に進められるようにすることをねらいとしております。</p>
3	<p>ニセコ町はデザインのガイドラインを発行し、住民と開発者がそれをベースとして議論できるようにすべき。</p>	<p>デザインのガイドラインが曖昧のままの議論は主観的且つ感情的な反対意見が挙がり住民と開発者の間に対立が起こる</p>	<p>町としましても、住民と開発事業者の議論を円滑に進められる体制づくりを行うため、建築ガイドラインの策定などに向けた調査を現在行っているところです。今後も、町での開発事業</p>

			<p>のあり方や景観づくりについて、事業者や住民のみなさまのご意見をいただきながら施策を進めていきたいと考えております。</p>
--	--	--	------------------------------------------------------------------